

換価猶予(期間延長)申請書の書き方

1 申請日・申請者の情報

換価猶予申請書

吹田市長 宛

<申請日> 令和2年 2月 25日

<申請者>

住 所 ○○市○○町1-2-3
(所在地)

氏 名 吹田 太郎
(本名および姓を記入)

連絡先 〇〇〇-××××-〇〇〇〇

2 申請理由

下記のとおり換価猶予の申請をします。

申請理由	※徵収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる具体的な内容
------	---

申請理由は具体的に記入してください。

【納付が困難な理由の記入例】

事業の継続が困難	A建設株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引き下げ等により売上は前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入れ先であるE株式会社への支払いも遅れがちである。 A建設株式会社からの入金を全て市税の納付に充てた場合には、E株式会社に対する支払いができず、今後材料を仕入れることができなくなり、事業の継続が困難になってしまう。
生活の維持が困難	給与は手取りで30万円あるが、家族4人で生活しており生活が困難な状況である。また、来年度は子どもが大学に進学するため学費に年間100万円かかる見込みである。 貯蓄を市税の納付に充てた場合には、生活の維持が困難になってしまう。

3 納付（納入）すべき徴収金

納付（納入）すべき徴収金	税目	調年	課年	通知書番号	期(月)	本税(円)	督促料(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	備考
※別紙明細書のとおり ただし、延滞金はこの書類作成の日までのものです。											
※徴収金の納期限から6か月を経過したものは換価猶予の対象外です。 ※換価猶予の上限額は地方税法施行令第6条の9の3第1項規定により算出された額となります。											

1 / 1頁

納付（納入）すべき徴収金

住所又は所在地		申請者住所							氏名又は名称	申請者名	
税目	調年	課年	通知書番号	期(月)	本税(円)	督促料(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	備考	
普徴	R4	R4	0000123456	1	0	0	1,500	1,500	R4. 6. 30		
普徴	R4	R4	0000123456	2	10,000	70	要す	10,070+未確定延滞金	R4. 8. 31		
合 計				10,000	70	1,500+未確定延滞金	11,570+未確定延滞金				
調査日	令和5年2月8日			備考	延滞金は、納期限翌日から納付（入）の日まで14.6%以内（納期限の翌日から1ヶ月の日まで7.3%以内）の割合で計算した金額が加算されます。本税完納後に再計算されます。						
延滞金計算日											

別紙に「納付（納入）すべき徴収金」を記載する明細書様式がございますので、納税通知書等を参考にご記入ください。

※通知書番号が不明の場合は空欄で構いません。

※本税が未納である期別の延滞金は一律「要す」と記載してください。

※「合計金額」欄、「合計」行は関数により計算されるため、記入不要です。

手書きの際は記入例を参考に記載してください。

また、明細書は当市で発行したものを作成時に添付させていただくことも可能であるため、ご要望の場合はお問い合わせください。

4 猶予金額・期間

換価猶予を受けようとする金額	520,000 円(本税が残っている期別の延滞金額は除く)	
換価猶予を受けようとする期間	令和2年 2月 25日 から	令和3年 2月 24日 まで

「換価猶予を受けようとする金額」

滞納金額(本税が残っている期別の延滞金額は除く)から現在納付可能資金額(※)を引いた額を記載します。

※現在納付可能資金額とは以下の書類で算出した金額です。

財産収支状況書・・・・「2 現在納付可能資金額」の「現在納付可能資金額」の額

財産目録・・・・・・・「3 現在納付可能資金額」の「現在納付可能資金額」の額

「換価猶予を受けようとする期間」

「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書の提出日ですが、次のような場合はそれぞれの日となります。

①申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の納期限以前である場合には納期限の翌日

「猶予期間の最終日」は開始日から1年後の日付が最大となります。(期間延長申請の場合は前回の猶予と合わせて2年が最大となります。)

5 納付計画

納付計画	回数	納付年月日	納付額	回数	納付年月日	納付額
	1	令和3年3月1日	50,000円	7	令和3年8月31日	50,000円
	2	令和3年3月31日	50,000円	8	令和3年9月30日	50,000円
	3	令和3年4月30日	50,000円	9	令和3年11月1日	50,000円
	4	令和3年5月31日	10,000円	10	令和3年11月30日	50,000円
	5	令和3年6月30日	100,000円	11	令和3年12月28日	100,000円
	6	令和3年8月1日	50,000円	12	令和3年1月31日	50,000円と延滞金

「財産収支状況書」又は「収支明細書」に記載した納付計画をそのまま書き写してください。指定がない限りは月末(月末が土日祝の場合は翌月平日、12月の場合は12/28又は1/4頃)が期限となります。しかし、最終回が猶予終了日の月の場合は、期限が猶予終了日となります。

6 提供しようとする担保

猶予を受ける際は原則猶予に係る金額に相当する担保の提供が必要となります。しかし、猶予に係る金額が100万円以下（本税が残っている期別の未確定延滞金を含む）の場合、猶予期間が3月以内の場合、担保を提供することのできない特別の事情がある場合は担保の提供は不要です。

不動産、債券等			
種類	数量	価額	所在地
		円	
			担保提供書の通り

「不動産・債券等」欄

「担保提供書」に記載した担保とする不動産の所在地を記載します。

「担保提供書の通り」と記載して下さい。

※提出いただいた後に「担保提供書」のご案内をさせていただきます。

保証人の保証	
住所又は居所	氏名
	納税保証書の通り

「保証人の保証」欄

「納税保証書」に記載した保証人となる人の住所又は居所、氏名を記載します。

「納税保証書の通り」と記載して下さい。

※提出いただいた後に「担保提供書」のご案内をさせていただきます。

担保を提供できない場合の具体的な理由
提供できる担保の種類に該当する財産を所有していないため。

「担保を提供できない場合の具体的な理由」欄

担保を提供できない場合の具体的な理由を記載して下さい。

注意事項

(期間延長申請の際は必要ありません)

注意事項

下記□にチェックを付けてください。

- やむを得ず期間延長の申請をする場合は、猶予期間内に申請をしてください。
期間を過ぎると申請ができないなります。

- 猶予が取消された場合は、再度猶予制度を申請することはできません。

氏名　吹田 太郎
(ふきだ たろう)

注意事項を読んだ上でチェックを付け、
署名をして下さい。